

議会運営委員会会議録（要旨）

日 時	令和4年11月21日（月） 午前10時00分～午後0時11分
場 所	長久手市役所本庁舎 2階 委員会室
出席委員	委員長 なかじま和代 副委員長 田崎あきひさ 委 員 大島令子 岡崎つよし 木村さゆり 富田えいじ 野村ひろし 山田けんたろう
職務のため出席した者の職氏名	市 長 吉田一平 総務部長 加藤英之 総務部次長 福岡隆也 行政課長 若杉雅弥 財政課長 井上隆雄 議 長 川合保生 委員外議員 ささせ順子 わたなべさつ子 事務局長 横地賢一 議事課長 福岡弘恵 議事係長 村瀬紗綾香

1 あいさつ

議長
市長

2 議題

(1) 令和4年第4回長久手市議会定例会議事日程について

ア 市長提出議案について

<説明：総務部長、財政課長>

- ・議案第67号及び第68号（資料「議案の概要」のとおり）

（委員長） 説明のとおりの内容でよいか。

<異議なし>

<市長、総務部長、総務部次長、行政課長、財政課長退席>

イ 一般質問について

<説明：事務局>

- ・発言通告 個人質問 17人
- ・12月7日（水）6人、8日（木）6人、9日（金）5人

（委員長） 説明のとおりの内容でよいか。また、一般質問の順序について案のとおりでよいか。

<異議なし>

ウ 陳情について

<説明：事務局>

- ・ 陳情第3号～第6号 陳情文書表及び陳情書のとおり
- ・ 審査する委員会 第3号、第4号：教育福祉委員会
第5号：総務くらし建設委員会
第6号：議会運営委員会

(岡崎委員) 陳情者の趣旨説明があるのは、第3号と第4号のみか。

(事務局) そのとおりである。

(わたなべ委員外議員)

第6号を議会運営委員会で審査するのはなぜか。

(委員長) 議会運営に関する内容であるからである。12月15日の議会運営委員会で審査する。

説明のとおりの内容でよいか。

<異議なし>

(岡崎委員) 陳情書に記載する陳情者の住所について、マンション名や部屋番号まで書いてあったり、「D-9」のように省略して書いてあったりするが、記載方法に定めはないか。

(事務局) 特に定めはないので、提出する人が記載したとおりに受付している。

エ 議事日程について

<説明：事務局> (議事日程第1号～第6号 変更点を説明)

- ・ 第1号 追加議案第67号、第68号 (議案上程、提案者の説明)
- ・ 第2号 追加議案第67号、第68号 (議案質疑、委員会付託)
- ・ 第3号～第5号 一般質問の質問順決定
- ・ 第6号 諸般の報告 議員派遣結果報告 (11月22日議会報告会)
追加議案第67号、第68号 (委員長報告、質疑、討論採決)

(大島委員) 議案第68号 (市職員期末手当の支給割合の改正) は12月19日に採決するが、適用は12月1日である。市職員の12月期末手当の支給日は何日で、どのように支払うか。

(事務局) 期末手当の支給割合を引き上げる議案であり、まずは12月10日の支給日に現行の金額で支給し、議案が可決されたら、年内に増額分を追加支給する予定である。

オ その他

委員会付託

<説明：事務局> (付託表のとおり)

- ・ 11月25日、追加議案第67号は予算決算委員会に、第68号は総務くらし建設委員会に付託

(委員長) 説明のとおりの内容でよいか。

<異議なし>

(2) 令和5年第1回定例会の日程について（会期日程案のとおり）

<説明：事務局>

・2月21日（火）から3月17日（金）までの25日間

（委員長） 説明のとおりの内容でよいか。

<異議なし>

(3) 期末手当の支給割合の改定に伴う条例の改正について

（事務局） 議員の期末手当について、支給割合を年間で100分の5引き上げる改正案である。第1条は、現行の割合100分の162.5を100分の167.5に変更する内容である。附則に「公布の日から施行」とあるが、令和4年12月1日からの誤りであるので訂正する。第2条は、令和5年4月1日から、100分の167.5を100分の165に変更する内容である。

（大島委員） 支給の方法については、先ほどの市職員の期末手当と同じになるか。

（事務局） その予定である。

（委員長） 12月15日の議会運営委員会で、議員提出議案として提出する。

<休憩：午前10時56分>

<再開：午前11時05分>

3 その他

・議会運営委員会の視察について

（委員長） 改選後の議員研修について、取手市議会のオンライン視察を行うことについて、各会派の意見を伺いたい。取手市議会は令和2年1月に改選があり、2月に議員向け研修を行っている。そのときの内容は、コンプライアンス、政務活動費、発言の方法や資料の見せ方、情報発信のあり方、議会棟の説明、請願・陳情、模擬の一般質問などであり、議会事務局職員が講師を務めている。

（無会派の会）

詳しい内容を今初めて聞いたので、会派で話し合っていない。

（委員長） 4年前に自分たちが受けた改選後の議員研修は、施行されたばかりであった議会基本条例の内容説明や施設見学などであり、個別に市の計画についての勉強会もしてもらった。本市議会で、取手市議会と全く同じ内容の研修を実施するということではなく、参考に教えていただくのはよいと思う。次任期の議員へ引き継ぐ内容を整理するためにも、取手市議会を参考にできたらよいのではないかと思い、提案したものである。実施することに決定し、1月か2月の下旬あたりで日程調整を進めることとしてよいか。

<異議なし>

(委員長) 取手市議会のホームページに、改選後の議員研修の実施報告が掲載されているので、desknet'sNEOの電子会議室で案内する。視察にあたって、取手市議会への質問についても、電子会議室上に投稿してほしい。

(大島委員) 議会事務局の職員は、全員参加してもらうのがよいのではないか。

(事務局) 日程が具体的に決まっていないが、Zoomによるオンライン視察ということなので、時間の許す限り視聴できるような体制で予定したい。

・議案や委員会資料の提供方法について

(委員長) 前回の委員会で事務局から提案された内容について、各会派で話し合った結果を伺う。

(改革ながくて)

意見がまとまっていない。他の会派の意見を聞きながら決めたい。

(無会派の会)

ペーパーレス会議システム moreNOTE への資料の公開は会議開催時刻の90分前となっているが、それはどのように決めたのか。

令和3年度決算書をもって製本終了となった予算書・決算書について、データの提供ではなく印刷製本まで保障してほしい。

議案の公開はなぜ午前10時なのか。印刷まで事務局が行うべきである。市役所がペーパーレス化するのと、市民への対応もペーパーレス化するのとは別に考えないといけない。

議員活動で市民と接するとき、パソコンを見せて説明するようなことはなく、使用するのは紙である。マイナス面を感じている議員がいる間は、その一番下の基準に合わせてほしい。両手が使えない人に物を持ってと強要しているようなものである。

また、自分のパソコンはWindows8.1なので、moreNOTE 6が開けない。新しい機器を買うのにも費用がかかるので負担である。

moreNOTE では印刷ができない点を desknet'sNEO で埋めているわけなので、desknet'sNEO へのアップは今後も必要である。

(委員長) 資料の印刷は desknet'sNEO がなくても、市ホームページからできるようになるので、それについては問題ない。

(公明党) 私自身もパソコンは得意な方ではないが、ICT化は進んでいくので、学びながら馴染んでいかななくてはと思う。

(芯政クラブ)

市議会のICT化を進めると決めてやってきたのだから、自分なりに勉強していくしかない。

(みらい) 自分も苦手ではあるが、印刷用のデータの提供はあるわけなので、自分で印刷できるのなら良いと思う。

(香流) 印刷製本については、議会運営委員会で議員同士サポートし合うと決めた

ので、事務局に要望するのは違うと思う。データは、少しでも早くもらえた方が良い。

(委員外議員)

会派に属していない議員間で、ICTへの対応能力に差がある。私自身は苦手であるので、滞りなく議案審査を行うためには、紙に印刷した物が必要である。改選後にどのような人が議員になるか分からないが、全ての議員が問題なく議案審査ができるような環境を整えることが、事務局の仕事だと思う。

(委員長) 予算書・決算書については、製本のために加工したデータを事務局が用意してくれる。

議員への議案データ公開のタイミングについて、前回の委員会では前日の開庁時間内が良いという意見があった。会派で話し合った結果はどうか。

(芯政クラブ)

ルールさえ守られるのであれば早いに越したことはないと思うが、会派内ではどうしても印刷しないと困るという者はいないので、事務局の提案どおりでも良いと思う。

(みらい) 早いに越したことはない。

(委員長) 他市町ではどれくらいの時期に議案を公開しているか。

(事務局) 本市議会では、現状、議会開会日の2週間ほど前にある1回目の議会運営委員会で議員に公開している。他市町の議会では、把握している限りでは約1週間前の公開であり、印刷用のデータは議案が公開された後に提供していると聞いている。

(大島委員) 議会運営委員会の資料は、委員会の前日にアップしてくれている。議案とその説明資料である「議案の概要」も、議会運営委員会の中で確認するのだから、印刷して臨めるように前日にアップしてほしい。

ペーパーレス会議システムを否定しているわけではない。私なりに努力している。でもどうしても紙で見たり書いたりするのと同じ要領ではいかない。

(委員長) 印刷すること自体を排除するものではない。議会として、ICT化を進めると決め、タブレットやペーパーレス会議システムを導入してきた。その上で、印刷が必要な議員については政務活動費などを使って個人で印刷ができるよう、その環境は保障されるように進めている。

ただ、執行部は1回目の議会運営委員会での議案提出に向けて日程を組んで事務を進めているので、もっと早い時期の公開は難しいと思う。現状どおりとしても、1週間くらいで印刷ができれば本会議の開会まで約1週間あるので、精読して本会議を迎えられると思う。

議案と「議案の概要」を、1回目の議会運営委員会の前日に公開することは可能なのか。

(事務局) 議案や「議案の概要」は、現在は1回目の議会運営委員会の開会時間である午前10時に議員へ公開というルールで行っている。紙がデータになったか

らという理由で、そのルールを前日の夕方までに変更するということについては、今この場での決定はできない。「議案の概要」を一般市民へ公開するかについても、執行部への確認が必要である。

(委員長) 議会運営委員会として、『議案と「議案の概要」を、1回目の議会運営委員会の前日の開庁時間内に議員へ公開すること』と『「議案の概要」を一般市民にも公開すること』について、事務局を通して執行部へ依頼することとする。

・市議会の個人情報保護条例制定に関する進捗状況について

(事務局) 現在、市議会のホームページ上で市民からの意見を募集中であるが、今のところ意見は届いていない。検察庁協議については、検察庁から、提出した条例案のとおりで問題ないとの回答があった。

・市議会の新型コロナウイルス対策について

(事務局) 令和4年6月7日の議会運営委員会で確認した対策の一覧であるが、最近再び感染が拡大しつつある状況なので、再確認をお願いしたい。

(委員長) 変更なしとしてよいか。

<異議なし>

(委員長) 委員会については、委員が新型コロナウイルス感染症に罹患したり濃厚接触者になった場合は、委員長の許可によりオンラインで出席できることを条例で定めている。オンラインで委員会に出席する際の詳細な運用方法はまだ決まっていないが、もし今定例会中にそのような事態になった場合は、委員長の判断で実施していただくこととしたい。今後、詳細な運用方法は議会運営委員会で検討していく。

説明員として本会議に出席する部長と次長がともに新型コロナウイルス感染症により出席できなくなった場合、代わりに課長などが出席することになる。本来であれば議会運営委員会を開催し、説明員の追加のための諸般の報告を議事日程に追加してよいか諮ることになるが、この件については委員会を開かず、本会議中に議長の権限で行ってもらうこととして良いか。

<異議なし>

(事務局) もし議長、副議長ともに本会議に出席できない事態となった場合は、地方自治法の規定で、年長議員が仮議長を務めるとされている。現議員の中では、わたなべさつ子議員が最年長である。仮議長の必要が出た際はお伝えする。

・議会アンケートへの市民からの意見について

(委員長) 広報広聴協議会広聴部会により、議会運営委員会の内容として振り分けられた意見が11件ある。「議員数が多すぎる」「政務活動費は必要ない」などである。次回の委員会で、どのような対応とするか話し合いたいと思う。委員各自目を通し、意見があれば desknet'sNEO の電子会議室で共有してほしい。

・その他

(委員長) 毎年、年末に議場や委員会室の大掃除を議員で行っているが、今年度は議場改修があるため、掃除は必要ないとのことである。各自、私物は持ち帰るようにすること。会派室の掃除は行ってほしい。

(山田委員) 子ども議会の反省点や市議会の YouTube チャンネル開設については本日は議論しないのか。

(委員長) 子ども議会については本日は議題としない。

YouTube チャンネル開設について、Facebook と同じように、管理者は議長、運用は広報広聴協議会広聴部会として運用方針を作成してはどうかと思っている。各会派の意見はどうか。

(改革ながくて)

YouTube は気軽にどこからでも見られるので、市議会を知ってもらうためにも開設には賛成である。先進的な取組をしている市議会では、議長や委員長の話など、市民に議会をもっと身近に感じてもらえるような配信をしているところもある。

(香流) 開設することに賛成ではあるが、委員会の様子を全て配信することについては、もう少し検討する必要があるのではないかという意見もあった。

(委員長) Facebook の運用方針でも禁止行為については丁寧に記載されているので、同じようにその内容を決めていけば良いと思っている。

執行部も YouTube を利用してワーテルローに動画を送ったりしている。以前のように DVD を媒体とすると、相手の機種によっては映像が見られないということもあるかもしれないが、YouTube であればアップしたらすぐに確認が可能である。便利であるし、市議会としても開設に向け準備したい。

(無会派の会)

Facebook は現在、広報広聴協議会の広報部会が担当順を決めてアップしている。YouTube を開設することになったらもっと作業が大変になるので、結局、限られた議員だけの負担になりかねない。会派としては、改選後に検討してはどうかという意見でまとまった。

(委員長) 次回の委員会で話し合いを進めることとする。

(無会派の会)

委員会のライブ配信について、議会運営委員会も対象となるか。

(委員長) ライブ配信の対象である。

(無会派の会)

会派で話し合ったとき、議会運営委員会の議題は、議案審査ではなく議会の運営に関することであり、市民の暮らしに直接関係することではないので、ライブ配信の対象とするのは疑問であるとの意見があった。

(委員長) 議会運営委員会も公開の会議である。公開されている会議の様子について、

知りたい内容かどうかは市民が決めることであり、議会側が秘密会としていない限りはライブ配信の対象から外すべきではないと考える。
(大島委員) 議会運営委員会のライブ配信の可否については、再検討した方がよい。

次回は令和4年12月15日(木)午前10時

以上で議会運営委員会を終了する。